

# 豊島区接道緑化助成金交付要綱

〔平成17年10月25日〕  
土木部長決定

改正 平成4年12月28日 平成8年4月1日  
平成13年3月29日 平成15年3月28日  
全部改正 平成17年10月25日  
改正 平成20年2月1日  
改正 平成25年3月7日

(目的)

**第1条** この要綱は、接道緑化に必要な経費の一部を助成することにより、みどり豊かな美しい都市景観を創出し、災害に強い安全な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 接道部 敷地のうち、一般の交通の用に供されている道路に接している部分。
- (2) 接道緑化 次に掲げるものを接道部に設置することをいう。
  - ア 生垣 樹木の葉が相互に触れ合う程度に列植させたもので、垣根としての外観を備えるもの。
  - イ 植栽帯 樹木、草木及びこれらに類するものが植栽されている帯状の場所。
  - ウ 独立木 単独に植栽された樹木
  - エ 植樹縁石 植栽を行うために設けられた縁石
- (3) 植栽基盤 土壌、その他の植物の植栽及び生育に必要な基盤。

(助成対象者)

**第3条** この要綱に基づく助成を受けることができる者は、豊島区内において接道部に緑化を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成を受けることができない。

- (1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体
- (2) この要綱に基づく助成以外の緑化関連助成の対象となり、その助成を受ける者
- (3) 建築物の販売による利益を目的とした事業者
- (4) この要綱に基づく助成を受けた接道緑化を、助成を受けた日から5年未満で改修する者
- (5) 次に掲げる行為を行う者
  - ア 豊島区みどりの条例（平成14年豊島区条例第41号）第16条第1項で規定する緑化計画書の届出を要する行為
  - イ 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）第14条第1項で規定する緑化計画書の届出を要する行為
  - ウ その他、法令及び条例等により緑化関連施設の設置を求められる行為

(助成の要件)

**第4条** 助成金の交付は、次の各号の要件を満たした場合に行う。

- (1) 新たに接道緑化を行う者であること。ただし、接道緑化の全面的な改修を行う場合を含むものとする。
- (2) 接道緑化の前面に、接道緑化を容易に視認できない塀等が設置されないこと。
- (3) 接道緑化の延長が1メートル以上であること。
- (4) 接道部が、豊島区狭あい道路拡幅整備条例（平成13年豊島区条例第50号）第2条第1号に規定する道路に接する場合には、接道緑化を施工する区域内に、同条例第2条第2号に規定する後退用地及び同第3号に規定するすみ

切り用地が存しないこと。

(助成金の額)

**第5条** 助成は、当該年度予算の範囲内において、別表に定める交付基準による。

(助成の申請)

**第6条** 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緑化工事に着手する前に、接道緑化助成金交付申請書（別記第1号様式）により、次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 接道緑化計画図（平面図、立面図、断面図）
- (3) 接道緑化助成対象工事の見積書
- (4) 工事着手前の写真

(助成の決定)

**第7条** 区長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要な調査を行い、適当であると認めるときは助成金の交付を決定し、接道緑化助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定にあたり、助成の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 区長は、助成金を交付しないと決定したときは、接道緑化助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金交付額の決定)

**第8条** 助成金の交付決定を受けた者は、接道緑化工事が完了したときは、接道緑化実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 接道緑化竣工図（平面図、立面図、断面図）
- (2) 竣工後の写真
- (3) 接道緑化工事の領収書等支払いを完了したことを証する書類

2 区長は、接道緑化実績報告書の提出があったときは審査及び必要な調査を行ったうえで、助成金の交付額を決定し、接道緑化助成金交付額決定通知書（別記第5号様式）により助成金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(決定の取消し)

**第9条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第4条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長の付した条件に従わなかったとき。

(助成金の返還)

**第10条** 区長は、既に助成金の交付を受けた者に対して、前条の規定により交付の決定を取り消す場合には、交付した助成金の全部または一部を返還させなければならない。

(被交付者の責務)

**第11条** 助成金の交付を受けた者は、そのみどりを良好な状態に保たなければならない。

(委任)

**第12条** この要綱の運用について必要な事項は、都市整備部長が定める。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、補助金、助成金等の請求廃止に伴う関連要綱の整理に関する要綱に基づき、平成5年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱の施行前に接道緑化助成金交付申請書が受理されているものについては、なお、従前の例による。

附則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱の施行前に接道緑化助成金交付申請書が受理されているものは、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規定（平成 17 年豊島区訓令甲第 2 号）第 3 条及び第 4 条の規定により土木部長の決定区分とする。
- 3 この要綱の施行前に接道緑化助成金交付申請書が受理されているものは、なお従前の例による。

附則

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱の施行前に接道緑化助成金交付申請書が受理されているものは、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表

豊島区接道緑化助成金交付基準

種 別		算出単位	助成単位数	適 用
既存塀等 撤去	ブロック塀・万年 塀等	高さ×延 長 (㎡)	@6,000/㎡	○接道緑化の前面に、接道緑化を容易に視認できるフェンスが設置されている場合は、その天端高が接道緑化に係る植栽基盤から 1.0m 以下のときは全額を、1.0m を超える場合は半額を助成額とする。 ○算出単位は小数点二位未満を四捨五入し、交付額の算定にあたり、合計額における 1,000 円未満を切り捨てる。 ○助成金の額は、助成単位数に緑化整備数量を乗じて得た額の合計と助成対象工事の実費の 3 分の 2 のいずれか小さい額とし、50 万円を限度とする。
生け垣	高さ 1m 以上 長さ 1m 以上 相互に葉が触れ 合う	延長 (m)	@15,000/m	
独立木	高さ 2.5m 以上	本	@11,000/本	
植栽帯	上記以外の樹木 等が植栽されて いる帯状の場所	幅×延長 (㎡)	@6,000/㎡	
植樹縁石	高さ平均 40 cm 以内	延長 (m)	@3,500/m	